

岐阜地方最低賃金審議会第2回岐阜県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和4年8月2日 13:30 ~ 16:00		
出席状況	公益 3/3	労働者側 2/3	使用者側 3/3
<p>○ 主な審議事項</p> <p>(1) 岐阜県最低賃金の改正決定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央最低賃金審議会の答申文写を配布し目安額を伝達した。 ・公労使全体での審議後、公労・公使の個別協議を行い、最初の労使双方の引上げ額の提示を受けた。(提示内容は下欄のとおり。) <p>(2) その他</p> <p>第470回岐阜県最低賃金審議会の開催時刻について協議し下記のとおり決定した。</p> <p>第470回岐阜県最低賃金審議会 8月5日(金)午前11時00分から</p>			
<p>○ 主な意見の要旨</p> <p>労働者側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の岐阜県最低賃金の水準では、2,000時間働いても、年収が180万円程度で、いわゆる「ワーキングプア」の状態であり、連合の調査結果では、時間額990円を上回らなければ単身であっても生活できない。 ・コロナ禍ではあるが、経済はある程度回復傾向にある。人への投資が必要であり、春闘での賃上げの流れを最低賃金につなげる必要がある。 ・急激に物価が上昇している中、生活水準の維持、向上の観点から消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要。 ・地域間格差の解消。これ以上労働力の流出は放置できない。昨年度目安以上の引上げが行われたのはすべてDランクの県であり、人材確保に対する地方の危機感の表れである。 ・目安額30円プラス80円の110円を要望。 <p>使用者側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央審議会目安に関する小委員会報告は、最低賃金の三要素のうち労働者の生計費に重きを置き、中小零細企業の厳しい状況を加味しているのか疑問である。ここ数年影響率が高くなっているが、その点についても一切触れていない。 ・県内は中小企業の割合が高い。労働者よりの議論となっており、使用者側が守られていない。毎年の引上げは、使用者の生計費にも影響を及ぼしている。小規模事業の実態も十分考慮していただきたい。 ・業況指数、企業物価などの資料からも経済情勢は必ずしも良好とは言えない。物価上昇分の価格転嫁もままならない状況である。 ・生産性が上がっていないのに、最低賃金を上げるのは難しい。 ・議論の出発点として1円の引上げを提案する。 			